

平和への権利

平和の権利・国連宣言案～人権理事会採択後の展開

平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会 笹本 潤

平和への権利国連宣言草案が国連人権理事会で2016年7月1日に採択されたことは前号の interjuristNo.189(p50)でお知らせしました。採択された宣言案は後掲のとおりです。

宣言案が人権理事会で採択されたため、次は国連総会に移り、7月に予定されていた人権理事会の作業部会は中止になりました。ただ、その機会を生かして、国際キャンペーン日本実行委員会の武藤達夫さんがジュネーブに行って現地のNGOと打ち合わせをしてきました。くわしくは武藤さんのレポートを参照してください。

採択された宣言案に対しては、コンセンサスではなく多数決採択になってしまったこと、宣言案が抽象的すぎることなど、様々な意見がNGOの中にもありますが、基本的には人権理事会で採択された草案をよりよいものに具体化していく方向では一致していると思われます。

今後は早ければ2016年年末に国連総会で採択される予定です。NGOの立場からは、宣言案の内容は、NGO案であるサンチアゴ宣言や国連の諮問委員会案のようなものが望ましいのですが、今まで8年間人権理事会で審議されてきた結果が、今回人権理事会で採択された宣言案なので、内容は大きくは変わらないのではないかと推察されています。

そのようなことを前提とすると、個人の平和への権利を初めて認めた今回の草案を基本的には支持して、賛成国を増やして、採択後の人権理事会やユネスコでの具体化をめざした方がいいのではないのでしょうか。人権理事会内には少なくとも特別手続（作業部会や特別報告者など）を設置し、平和への権利を具体化できるように働きかけていきましょう。

また、日本政府は、今まで人権理事会の審議では否定的な態度でしたが、憲法に「全世界の」平和的生存権を掲げる国の代表として、国連総会では賛成に投票するように、署名を渡すなどして要請してもいきます。